

## 人材紹介サービス利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社3G（以下、「当社」という。）が提供する人材紹介サービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件を定めたもので、本サービスご利用企業様（以下、「ユーザー様」という。）は、本規約に従い本サービスをご利用いただきます。

### 第1条（サービス内容）

- 1 本規約に基づき当社はユーザー様に対し、次の各号に定める業務（以下、「本件業務」という。）をサービスとして提供します。
  - (1) ユーザー様の求める従業員候補の人材（以下、「候補者」という。）を探索し、ユーザー様に紹介しようとする業務
  - (2) 当社が紹介する候補者とユーザー様との面接を設定する業務
  - (3) ユーザー様が候補者の採用を決定した場合において、当該候補者の居住する物件を探索する業務
- 2 前項第3号の業務については、当社が当社の判断により対応可能な範囲で遂行するものであり、適当な物件が見つからない場合があります。

### 第2条（個別契約）

- 1 本規約に記載なき取り決めをする場合、本規約とは別に個別の契約（以下、「個別契約」という。）を締結致します。
- 2 本規約は、全ての個別契約に適用される。但し、本規約と個別契約の内容が矛盾する場合には、個別契約の内容が優先して適用されます。

### 第3条（紹介）

当社は、ユーザー様に適切と思われる人材を紹介する際には、ユーザー様が採否を決定するために必要になると当社が判断した限度において、当該候補者の氏名、職務経歴等をユーザー様に開示します。

なお、当該候補者の病歴等の機微情報及び併願の有無、状況等については、当該候補者の事前の承諾がない限りユーザー様に開示しません。

### 第4条（採否）

- 1 ユーザー様には、自己の責任において候補者の採否を決定していただきます。

- 2 ユーザー様には、候補者と面接をされた場合、面接日から数えて3日以内に、次項以下の定めに従い、当社に対してその採否を通知していただきます。但し、当該期限日が土日祝祭日である場合は翌平日までとします。
- 3 ユーザー様には、候補者の採用を決定した場合、候補者の入社予定日、候補者の氏名及び紹介手数料の金額の記載された書面（以下、「採用決定通知書兼報酬金額確認書」という。）を期限内に当社に書面もしくは電子メールにて送付する方法により採用決定の通知をいただきます。

#### 第5条（報酬）

- 1 当社はユーザー様に対し、本サービスにおける報酬（以下「報酬」という。）金額の一覧（以下「紹介手数料一覧」という。）を事前に提示します。
- 2 当社の報酬は、ユーザー様が当社に対して、本規約第4条第3項に基づき採用決定通知書兼報酬金額確認書を当社に送付し、当該候補者がユーザー様への内定を承諾したときに確定します。
- 3 当社は、ユーザー様から採用決定通知書兼報酬金額確認書を受領した場合には、ユーザー様に対し速やかに報酬の請求書を発行します。
- 4 ユーザー様は、第4条3項に基づき採用決定通知書兼報酬金額確認書を当社に送付した場合、送付日から5日以内に紹介手数料一覧に定められた報酬（消費税相当額を加算した金額）を当社の別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。但し、当該期限日が土日祝祭日である場合は翌平日までとします。尚、振込手数料はユーザー様にご負担いただきます。
- 5 ユーザー様は、報酬の支払いを遅延した場合、当社に対し支払期日の翌日から支払済みに至るまで、残債務金に対し年6パーセントの割合による遅延損害金を付加してお支払いいただきます。

#### 第6条（無償の再面接）

当社はユーザー様に対し、下記に該当する場合のみ、当該候補者を募集した時の求人票と同じ内容で人材を募集し、2回を限度として無償による再面接を行います。

- (1) 入社日から1ヶ月以内に当該候補者都合により離職した場合
- (2) 当社指定の行政書士に委託した場合で、就労ビザの変更手続きが不許可となった場合
- (3) 当社指定の行政書士に委託した場合で、就労ビザの更新手続きが不許可となった場合

#### 第7条（禁止事項）

- 1 ユーザー様は、当社の書面による事前の承諾を得る事なく、候補者がユーザー様へ入社する前に候補者と直接連絡をとる事はできません。
- 2 ユーザー様は、本規約第7条1項に違反して、当社に正当な報酬を支払う事なく候補

者をユーザー様に入社させる事はできません。本項に違反した場合、ユーザー様は当社に対し、違約金として当該候補者を採用した場合に支払うべき報酬の2倍に相当する金額を、当該事項を当社が認識した日の5日後までに直ちにお支払いいただきます。但し、当該期限日が土日祝祭日である場合は翌平日までとします。尚、振込手数料はユーザー様にご負担いただきます。

3 ユーザー様は、第4条3項に基づき採用決定通知書兼報酬金額確認書を当社に送付した場合、当該候補者の内定の取り消しはできません。本項に違反した場合、ユーザー様は当社に対し、違約金として当該候補者を採用した場合に支払うべき報酬に相当する金額を、当該事項を当社が認識した日の5日後までにお支払いいただきます。但し、当該期限日が土日祝祭日である場合は翌平日までとします。尚、振込手数料はユーザー様にご負担いただきます。

4 ユーザー様は、本規約第7条2項及び第7条3項に従い支払うべき違約金の支払いを遅延した場合には、当社に対し支払期日の翌日から支払い済みに至る日まで、残債務金に対し年6パーセントの割合による遅延損害金を付加してお支払いいただきます。

5 ユーザー様は、当社に対面での面接を依頼した場合、ユーザー様の都合で中止や変更をすることができません。但し、当該面接会に応募者が1人もいなかった場合は例外として中止又は日程変更をすることができます。

6 ユーザー様は、本サービスを利用し、採用した候補者との間で、内定通知書にて決定した雇用条件以外の条件で、当該候補者を雇用し働かせることはできません。

7 ユーザー様は当社に対し、採用決定通知書兼報酬金額確認書を提出した後に、当該候補者の雇用条件を求人票記載の内容から変更することができません。

## 第8条（承諾事項）

ユーザー様は、次の各号に定める事項をあらかじめご承諾いただきます。

- 1 候補者がユーザー様以外の求人案件に応募する可能性がある事
- 2 報酬金額の設定は、当社の総合的な判断により、随時変更となる可能性がある事
- 3 ユーザー様が候補者の面接を実施した時点で、当社から書面もしくは電子メールにて提示された最新の紹介手数料一覧の条件が適用される事
- 4 ユーザー様が候補者と面接するために必要となるユーザー様自身の交通費、その他の実費についてはユーザー様が負担する事
- 5 ユーザー様が候補者を採用する場合には、当該候補者の就労ビザ申請手続きにかかる費用をユーザー様が負担する事
- 6 ユーザー様が候補者を採用する場合には、就労ビザの申請手続きや前職の退職等に相当の日数がかかり当該候補者が当初の入社予定日から勤務できない場合がある事
- 7 ユーザー様が候補者を採用する場合には、当該候補者が必ずしも就労ビザを認定・

変更又は更新する事ができるとは限らない事

- 8 当社がユーザー様と候補者の面接日を決定し、募集にあたった場合であっても、ユーザー様の面接会への応募者の人数を当社が保証するものではない事
- 9 ユーザー様は、当社が設定した面接会に、天変地異、または候補者の約束違反や誤認識等を含めたあらゆる理由によって、来場を予定していた候補者が現れず、もしくは大幅に遅れた事等により面接が実施できなかった場合や、面接の有無や理由の如何を問わず、当社に対して交通費や日当その他あらゆる損害について賠償請求ができない事
- 10 ユーザー様が当社に採用決定通知書兼報酬金額確認書を提出した後に、ユーザー様の責めに帰さない事由により、候補者が内定を辞退もしくは入社できなくなった場合は、ユーザー様が当社に既に支払った紹介手数料の返金ではなく、代替りの人材を紹介する事により補填する事
- 11 本規約第8条10項の事由により、採用決定した候補者がユーザー様に入社できなくなった事を当社が知った日（以下、「当社認知日」という。）から6ヶ月以内に、ユーザー様に対し、代替りの人材を紹介できなかった場合、もしくは当社がユーザー様に紹介した代替りの人材が採用決定に至らなかった場合、当社は当該案件についてユーザー様より受け取った報酬の全額返金にて対応し、ユーザー様は当社に対して、面接実施に際しての交通費や日当その他あらゆる返金以外の請求ができない事
- 12 本規約第8条11項の事由に該当する場合で、ユーザー様都合により1度も再面接を実施しないまま当社認知日より6ヶ月が経過した場合、当社はユーザー様より受け取った本サービスの報酬の全額を募集活動費として受領し返還しない事
- 13 当社が自己の責任において本件業務の一部を第三者に委託する事
- 14 本件業務によって採用決定した候補者の就労ビザの申請手続きは、当社が指定する行政書士に委託する事
- 15 万一、ユーザー様が本規約第8条14項に違反し、当社の指定する行政書士に委託する以外の方法で当該候補者の就労ビザの申請手続きをした場合、本規約第8条10項適用の除外とし、就労ビザ申請が不許可となった場合で当該候補者がユーザー様に入社できない場合でも、当社はユーザー様に対して本規約第6条に定める無償の再面接は行わない事、またユーザー様から受け取った本サービスの報酬の全額を募集活動費として受領し返還しない事
- 16 当該候補者が、ユーザー様に入社した後は、当社はユーザー様に対しいかなる事由においても報酬の返還はしない。また、当該候補者が、ユーザー様に入社した後に就労ビザの更新ができなかった場合等を含め、当該候補者がユーザー様に入社した後に起こる事象について、当社は一切の責任を負わない事
- 17 本規約第6条に定める無償の再面接は、ユーザー様の責に帰すべき事由が原因で当

該候補者が離職した場合行わない事

- 1 8 本規約第6条に定める無償の再面接は、ユーザー様が本規約第7条のいずれかに該当した場合行わない事
- 1 9 本規約第6条に定める無償の再面接は、ユーザー様への採用決定や候補者の入社を保証するものではなく、市場環境の変化その他の理由により応募者が集まらず再面接を実施できない可能性がある事

#### 第9条（求人条件等の開示等）

当社は、ユーザー様の求める人材を探索するために、ユーザー様の求人条件及び一般に公開されているユーザー様の企業情報を第三者に開示し又はインターネットやSNS上などにおいて公開する事があります。但し、ユーザー様が書面又は電子メールにより事前に開示又は公開を禁止した情報については、この限りではありません。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 本条において「秘密情報」とは、ユーザー様又は当社が、本規約又は個別契約に関連して相手方から開示を受けた次の各号の情報をさします。
  - 1 相手方に関する情報のうち開示時に相手方から秘密である旨が明示された情報
  - 2 個人情報（候補者に関する情報を含む。）
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、個人情報を除き秘密情報から除外されます。
  - 1 相手方から開示を受ける前に、既に公知であった情報
  - 2 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していた情報
  - 3 相手方から開示を受けた後、自己の責めによらずして公知となった情報
  - 4 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得した情報
- 3 本規約に特に定めがある場合を除き、ユーザー様及び当社は、相手方の承諾を得る事なく、秘密情報を第三者（弁護士、税理士、公認会計士等法律上守秘義務を負う者を除く。）に開示もしくは漏洩し、又は、本規約もしくは個別契約の履行以外の目的に使用する事はできません。
- 4 ユーザー様及び当社は、法令により秘密情報の開示を義務づけられた場合には、法令に基づく義務の履行に必要な範囲で前項に定める義務の適用は除外されます。
- 5 本条第3項の定めにかかわらず、ユーザー様は、候補者との間で雇用契約を締結した場合には、当該雇用契約の履行に必要な範囲で当該候補者に関する情報を使用する事ができます。
- 6 本条第3項の定めにかかわらず、当社は、本件業務を遂行するために必要な範囲で、ユーザー様の秘密情報を当社と業務提携関係にある人材紹介会社等に開示する事がありま

す。

#### 第11条（規約の変更）

当社は、本規約を必要に応じて変更します。当社は、本規約を変更した場合、当該変更内容を当社のホームページに情報開示するか、書面もしくは電子メールにて通知するものとし、当該変更内容の通知後にユーザー様が本サービスを利用した場合、ユーザー様は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

ユーザー様は当社に対し、本規約締結の前後を通じて次の各号の事項を保証いただきます。

- 1 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準じる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではない事
- 2 自己の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。以下、同様とする。）が反社会的勢力ではない事
- 3 自ら又は自己の役員が反社会的勢力に資金提供又はこれに準じる行為をしていない事
- 4 自ら又は自己の役員が商取引を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していない事
- 5 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約又は個別契約を締結するものではない事

#### 第13条（禁止行為の保証）

ユーザー様は、当社に対し自ら又は第三者を利用して、次の各号の行為をしない事を保証いただきます。

- 1 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- 2 風説を流布しもしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 3 法的な責任を超えて不当な要求をする行為
- 4 前各号に準じる行為

#### 第14条（通知）

- 1 ユーザー様は、自己が本規約第12条又は第13条のいずれかに違反している事又は違反しているおそれがある事が判明した場合には、直ちにこれを書面又は電子メールにて当社に通知していただきます。
- 2 ユーザー様は、自己が本規約第12条又は第13条の保証に違反しているかどうかについて、当社から調査への協力を求められた場合には、直ちにこれに応じていただきます。

#### 第15条（解除）

当社は、ユーザー様が本規約第7条、第8条、第12条又は第13条のいずれかに違反した場合には、ユーザー様に対して何ら催告をする事なく、本規約及び個別契約の全部又は一部を直ちに解除する事ができます。

#### 第16条（損害賠償）

- 1 ユーザー様は、故意過失かを問わず本規約に違反した事により、当社に損害が生じた場合には当社に対し、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含むがこれに限らない。）を直ちに賠償する責任を負います。
- 2 当社は、本規約第15条に基づく解除によりユーザー様に何らかの損害が生じた場合、一切の責任を負いません。

#### 第17条（権利義務の移転・担保提供の禁止）

ユーザー様は、当社の書面による事前の承諾を得る事なく、本規約及び個別契約に基づく権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡もしくは承継し、又は担保に供する事ができません。なお、本条本文は、合併、会社分割、その他法令に基づき行われる組織再編に伴う包括承継を禁じるものではありません。

#### 第18条（準拠法）

本規約及び個別契約は、日本法に従い解釈又は適用されます。

#### 第19条（合意管轄）

本規約又は個別契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則（施行期日）

本規約は、2020年12月1日から施行します。